

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月13日

京都市長 松井孝治

京都市規則第51号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第3備考2(3)及び別表第4備考2(3)中「同法」を「障害者総合支援法」に、「第14項」を「第15項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)